

各位

腹膜透析液の「院外処方」移行について

平素より当院をお引き立ていただきありがとうございます。

さてこの度、腹膜透析液の処方について、「院外処方」へ移行することとなりましたので以下にお知らせいたします。

現在、国の方針として厚生労働省は「医薬分業」を薦めており、既に多くの病院・診療所では「院外処方」への移行が進んでいます。

「院外処方」は処方医師と保険調剤薬局薬剤師が役割を分担し、それぞれの専門的知識を活かして各々の立場から確認を行うので、より安全な薬物療法を実践するのに不可欠です。また、患者さまがいわゆる「かかりつけ薬局」を持つことで、過去の薬歴を「かかりつけ薬局」に記録してもらうことができ、その記録から診療科横断的に、当院以外の処方も含めたお薬どうしの使い合わせ、重複の確認や、副作用の回避をすることができます。

当院では既に厚生労働省が推進している「医薬分業（院外処方）」を、ほとんどの診療科で行ってまいりましたが、腹膜透析液については院内処方としておりました。

この度、検討を重ねました結果、患者さんがより安全な薬物療法を受けられることを重要視し、平成 29 年 4 月 1 日より腹膜透析液についても「院外処方」に移行することといたしました。

今後もスタッフ一同、皆様の安全で健やかな療養生活の充実に向け、日々改善を重ねてまいります。

処方を受けられる皆様におかれましてはどうか以上の主旨をご理解のうえ、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月 3 日

独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院

病院長 田中 眞紀

統括診療部長・腎臓内科部長 枝國 節雄

薬剤科長 藤井 裕史